

○九州地方整備局告示第 106 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 19 日

九州地方整備局長 小原 恒平

第 1 起業者の名称 福岡県

第 2 事業の種類 県道大和城島線改築工事（福岡県柳川市大和町鷹ノ尾字諸左エ門開地内から同市大和町中島字町北側地内まで）

第 3 起業地

1 収用の部分 福岡県柳川市大和町鷹ノ尾字諸左エ門開及び大和町中島字北浦並びに字町北側地内

2 使用の部分 福岡県柳川市大和町中島字町北側地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県柳川市大和町鷹ノ尾字諸左エ門開地内から同市大和町中島字町北側地内までの延長 220 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大和城島線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路に関する工事であり、法第 3 条第 1 号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、県道大和城島線（以下「本路線」という。）における改築工事である。本路線は道路法第 7 条の規定に基づき、福岡県知事が県道に認定した路線であり、福岡県は同法第 15 条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、福岡県柳川市大和町中島地内の一般国道 208 号との接続点を起点とし、同県久留米市城島町城島地内の県道城島三潞線との接続点を終点とする延長約 15.4 km の幹線道路であり、平成 8 年 7 月に福岡県が策定した「緊急輸送道路ネットワーク」において、災害応急対策等による緊急輸送を確保するために必要な道路ネットワークの一部として位置づけられている。

しかし、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、車道幅員が 3.7 ～ 4.7 m と狭小である上、曲線半径 50 m の見通しの悪い屈曲部が 1 箇所あることから、乗用車相互のすれ違いや大型車の通行に支障をきたしている等、円滑かつ安全な交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれている。

また、現道の沿線は、西日本鉄道天神大牟田線西鉄中島駅（以下「西鉄中島駅」という。）のほか人家や店舗等が連たんし、周辺には小学校等が立地しているにもかかわらず、歩道がないことから、歩行者の安全が確保されていない。

本件事業の完成により、線形の良い 2 車線道路及び歩道が整備されることから、円滑かつ安全な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しない。しかし、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすことから、本件事業が環境に及ぼす影響は軽微であると予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

起業者が任意で調査を行ったところ、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき天然記念物に指定されているカササギ生息地が存するが、営巢が確認されていないこと等から、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法により周知された埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に基づく第 3 種第 2 級の規格による 2 車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の両側に拡幅する両側拡幅案、現道の東側に拡幅する東側拡幅案及び現道の西側に拡幅する西側拡幅案（申請案）

の3案を検討している。

その結果、他の2案に比べ用地面積が多くなるものの、支障物件が最も少ないこと、西鉄中島駅の付け替えが生じない等工事の施工性に優れていること、事業費が最も廉価であること等、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、円滑かつ安全な交通が阻害され、幹線道路としての機能が損なわれており、歩行者の安全が確保されていない状況であることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、地元区長等から構成される県道大和・城島線中島・島地区促進期成会から、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本体事業により恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。